

不当要求行為等防止対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の事務事業に対する不当要求行為及び暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）への対策に取り組み、円滑、適正な業務の執行及び運営の確保を図るため、不当要求行為等防止対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(委員長等)

第2条 対策協議会の委員長等は、別表第1のとおりとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

(所管事項)

第3条 対策協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 不当要求行為等の発生に対する予防策及び対応策について。
- (2) 不当要求行為等に対する職員の意識の向上について
- (3) 不当要求行為等の情報の交換について
- (4) その他必要な事項について

(幹事会)

第4条 対策協議会において協議する事項について、連絡調整を行うため、不当要求行為等防止対策協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会の幹事長等は、別表第2のとおりとする。ただし、幹事長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

(局不当要求行為等防止対策連絡会)

第5条 市長事務部局室区、消防局、教育委員会、各行政委員会及び議会局並びに各公営企業（以下「各局」という。）ごとに、各局の不当要求行為等防止対策に係る事項について検討し、防止対策を実施するため、各局の名を冠

した局不当要求行為等防止対策連絡会（以下「局連絡会」という。）を置く。

2 局連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は当該各局の長を、副委員長は当該各局の庶務担当部長をもって充てる。

4 委員は当該局の部長及び課長をもって充てる。

（庶務）

第6条 対策協議会の庶務は、総務企画局において処理する。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(不当要求行為等防止対策協議会幹事会設置要綱の廃止)

2 不当要求行為等防止対策協議会幹事会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

委員長	伊藤副市長
委員	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	環境局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	まちづくり局長
	建設緑政局長
	港湾局長
	臨海部国際戦略本部長

危機管理監
川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
会計室長
上下水道事業管理者
交通局長
病院局長
消防局長
市民オンブズマン事務局長
教育次長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
議会局長

別表第2（第4条関係）

幹事長	総務企画局総務部長
幹事	総務企画局総務部庶務課長
	財政局財政部庶務課長
	市民文化局市民生活部庶務課長

経済労働局産業政策部庶務課長

環境局総務部庶務課長

健康福祉局総務部庶務課長

こども未来局総務部庶務課長

まちづくり局総務部庶務課長

建設緑政局総務部庶務課長

港湾局港湾振興部庶務課長

臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部担当課長

危機管理本部危機管理部担当課長

川崎区役所まちづくり推進部総務課長

幸区役所まちづくり推進部総務課長

中原区役所まちづくり推進部総務課長

高津区役所まちづくり推進部総務課長

宮前区役所まちづくり推進部総務課長

多摩区役所まちづくり推進部総務課長

麻生区役所まちづくり推進部総務課長

会計室審査課長

上下水道局総務部庶務課長

交通局企画管理部庶務課長

病院局総務部庶務課長

消防局総務部庶務課長

市民オンブズマン事務局担当課長

教育委員会事務局総務部庶務課長

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長

監査事務局行政監査課長
人事委員会事務局調査課長
議会局総務部庶務課長